

岡山県が設立した地方独立行政法人に係る財務諸表承認について

1 財務諸表承認

- (1) 公立大学法人岡山県立大学（以下「県立大学」という。）及び地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「精神科医療センター」という。）は、毎事業年度、「財務諸表」を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。〈地方独立行政法人法（以下「法」という。）第34条第1項〉
- (2) 知事は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ岡山県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。〈法第34条第3項〉

2 書類の提出

(1) 財務諸表

- ① 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類〈法第34条第1項〉
 - ② キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書〈岡山県地方独立行政法人法施行細則第10条〉
- (2) 業務実績報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見書〈法第34条第2項〉

3 留意事項等

- (1) 考慮すべき意見の確認
監事及び会計監査人の意見内容
- (2) 記載項目の精査
 - ① 表示科目、重要な会計方針、注記等の遺漏の有無
 - ② 合計等の基本的な計数の整合及び主要表と附属明細書との整合、書類相互間の整合等
- (3) 運営費交付金に係る会計処理
 - ① 期間進行基準の適用業務における、全額適正収益化
 - ② 費用進行基準の適用業務における、費用発生額の同額収益化及び残額の債務
- (4) 業務実績の確認
 - ① 業務実績報告書の確認
 - ② 学生収容定員の充足率の確認等（県立大学）
 - ③ 患者数、病床利用率の確認等（精神科医療センター）

